

観光入込客統計に関する共通基準

平成 21 年 12 月
国土交通省観光庁

はじめに

観光は、地域経済の活性化や雇用機会の増大等による国民経済の発展、国や地域を越えた交流による相互理解の増進といった意義を有しており、観光立国の実現は、我が国の21世紀の国づくりの柱と言えるものです。

観光立国の実現に向けた取組を進める上で、地域の状況を的確に把握し、信頼性の高いデータに基づく観光政策の企画立案・検証を行うための重要なインフラとして、観光統計の整備は喫緊の課題となっています。

観光統計の整備について、国として取り組むべきことは論を待たないところですが、地域における観光政策の推進に当たっては、地域レベルでの観光統計の整備が極めて重要となります。一方、都道府県における観光入込客や観光消費額に関しては、従来、多くの地方自治体における調査手法が異なっていたことから、地域間で比較可能な統計として整備すべく、共通の把握方法による調査の導入が求められていたところです。

このため、「観光入込客統計分科会」(座長：東京海洋大学海洋工学部教授 兵藤哲朗氏)及び「観光消費額統計分科会」(座長：東京大学先端科学技術研究センター教授 西村幸夫氏)において、データの信頼性を確保できる調査手法・推計方法等の検討を行うとともに、「都道府県観光統計検討委員会」において、調査の実施可能性等について検討を進めてきたところです。

これらの検討を踏まえ、今般、観光入込客に関する統一的な把握のための「共通基準」を策定しました。また、調査実務を担当される方にご活用いただけるよう、「調査要領」を併せて作成しています。

本共通基準に則った調査を実施することで、都道府県レベルの観光入込客数、観光消費額について、季節ごとの把握・比較が可能となるものであり、地域における観光統計の整備の大きな一歩となることを期待します。

最後に、本共通基準の検討に当たっては、「観光入込客統計分科会」及び「観光消費額統計分科会」の各委員、都道府県観光統計検討委員会に参画いただいた地方自治体の皆様をはじめ、行政・民間の有識者の皆様から多大なご指導・ご協力を賜ったところです。

共通基準の策定に当たり、ここに厚く感謝の意を表する次第です。

平成21年12月

国土交通省観光庁

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 本編 | 1 |
| 1. 共通基準の概要 | 1 |
| 1－1 共通基準策定の目的 | 1 |
| 1－2 観光入込客統計の実施体制 | 1 |
| 1－3 観光入込客統計の調査体系 | 2 |
| 2. 総則 | 3 |
| 2－1 用語の定義 | 3 |
| 2－2 統計の対象とする項目 | 5 |
| 2－3 統計量に関する留意事項 | 7 |
| 3. 観光入込客統計の調査手法 | 8 |
| 3－1 調査フロー | 8 |
| 3－2 観光地点及び行祭事・イベント名簿の整理 | 9 |
| 3－3 観光地点等入込客数調査 | 12 |
| 3－4 観光地点パラメータ調査 | 13 |
| 3－5 既存統計調査の活用 | 14 |
| 4. 統計量の推計方法と公表 | 15 |
| 4－1 統計量の推計方法 | 15 |
| 4－2 統計量の共有と公表について | 17 |
| 資料編 | 19 |
| 資料1 観光地点パラメータ調査票（標準様式） | 19 |
| 資料2 観光入込客統計調査データ共有様式 | 21 |
| 資料3 全国取りまとめ・公表のイメージ | 22 |

本編

1. 共通基準の概要

1－1 共通基準策定の目的

観光立国実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）において、国は観光に関する統計の整備に必要な施策を講ずることとされています。

また、観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）において、「日帰り旅行者に関する統計等その他の観光旅行者に関する統計について、都道府県が行っている統計調査を踏まえつつ、地方公共団体が採用可能な共通基準を策定し、平成22年に共通基準での調査の実施を目指す」とされました。

本基準は、都道府県における観光入込客に関する統計（以下「観光入込客統計」という。）について、把握する項目の定義、調査手法、推計方法等に関する基準を共通化し、都道府県が相互に比較可能な信頼性の高い統計を作成する目的で定めるものです。

1－2 観光入込客統計の実施体制

観光入込客統計の実施単位は都道府県ですが、調査内容が多岐に渡ることから、都道府県及び市区町村が相互に連携・協力して実施する必要があります。

なお、国（観光庁）は、共通基準の見直しや調査手法、推計方法の改善を行うとともに、各都道府県が各種推計を行う際に必要な既存統計の加工・提供、各都道府県の観光入込客統計の全国取りまとめを行うこととしています。

1－3 観光入込客統計の調査体系

観光入込客統計は、以下に掲げる調査により、都道府県ごとの観光入込客数、観光消費額単価、観光消費額についての統計量を示すものです。

①観光地点等入込客数調査（全数調査）

都道府県内の観光地点及び行祭事・イベントに訪れた人数を、観光地点の管理者、行祭事・イベントの実施者等に四半期ごとに報告を求める調査です。

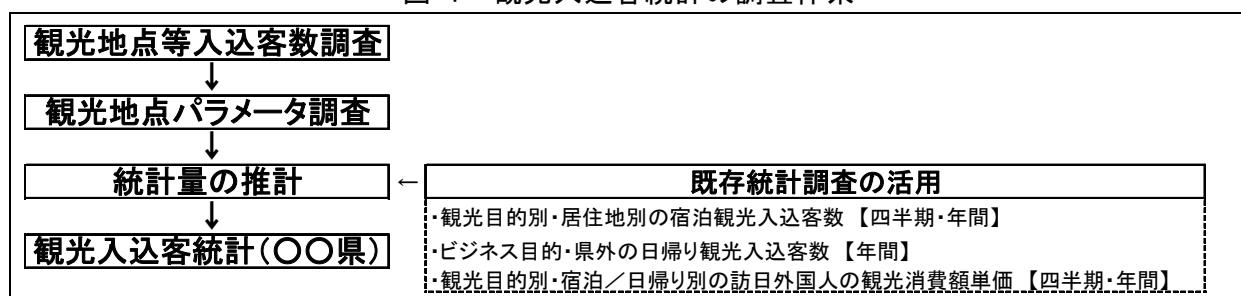
②観光地点パラメータ調査（サンプル調査）

都道府県内の観光地点を訪れた観光客を対象に、訪問地点数、観光消費額単価等について、四半期ごとに調査するものです。

③他の統計調査

上記①②を補完するため、国で承認された一般統計である宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査等を活用します。

図 1 観光入込客統計の調査体系



2. 総則

2-1 用語の定義

(1) 観光

本基準では余暇、ビジネス、その他の目的のため、日常生活圏を離れ、継続して1年を超えない期間の旅行をし、また滞在する人々の諸活動とします。

(2) ビジネス目的兼観光

旅行の主目的がビジネスである者が、観光地点を訪れるることを意味します。

(3) 観光地点

観光・ビジネスの目的を問わず、観光客を集客する力のある施設又はツーリズム等の観光活動の拠点となる地点を意味し、日常的な利用、通過型の利用がほとんどを占めると考えられる地点は対象としないこととします。

本基準では、3. 3-2 (2)において定める要件の全てを満たすものを集計の対象とします。

(4) 行祭事・イベント

行祭事とは、地域住民の生活において伝統と慣行により継承してきた、恒例として日を定め執り行う歴史的催し・祭り、郷土芸能等の集合を意味し、イベントとは、常設又は特設の会場施設において行われる博覧会、見本市、コンベンション等を意味します。

(5) 観光入込客

日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない者とします。本基準では、観光地点及び行祭事・イベントを訪れた者を観光入込客とします。

(6) 訪日外国人客

本基準では、観光入込客のうち、日本以外の国に居住し、観光地点及び行祭事・イベントを訪れた者を訪日外国人客とします。

(7) 観光地点等入込客数

観光地点及び行祭事・イベント（以下「観光地点等」という。）ごとの観光入込客の総数です。

(8) 観光入込客数

都道府県の観光地点を訪れた観光入込客をカウントした値で、例えば、1人の観光入込客が当該都道府県内の複数の観光地点を訪れたとしても、1人回と数えることとなります。

(9) 訪問地点数

観光入込客1人の1回の旅行において、当該都道府県内で訪問した観光地点の数です。

(10) 観光消費額単価

観光入込客1人の1回の旅行における当該都道府県内の観光消費額です。

(11) 観光消費額

当該都道府県を訪れた観光入込客の消費の総額です。観光入込客数と観光消費額単価を掛け合わせることで算出されます。

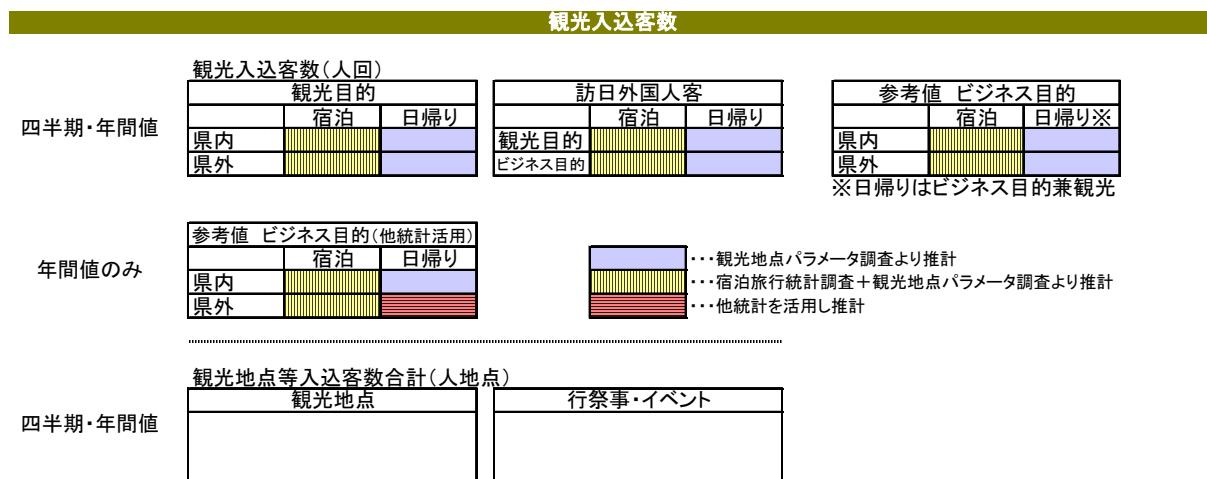
2-2 統計の対象とする項目

観光入込客統計は、都道府県単位での観光入込客数、観光消費額単価及び観光消費額を統計量とします。

(1) 観光入込客数（人回）

四半期ごとの当該都道府県内にある観光地点を訪れた観光入込客数及びその属性別内訳（目的別、居住地別、宿泊／日帰り別）で、区分は以下の表の示すとおり、都道府県の県内／県外別の観光入込客数の総数及び県内／県外別の宿泊客数、日帰り客数です。

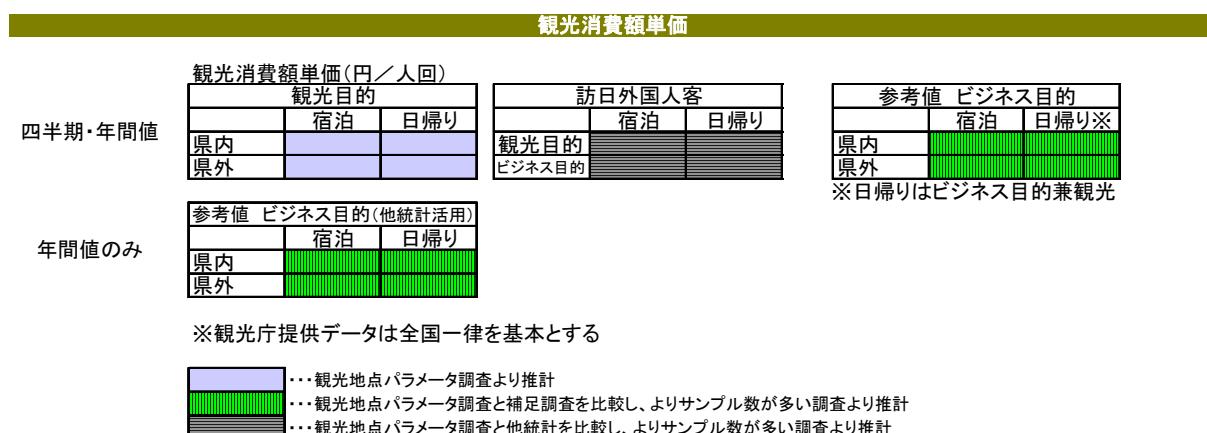
なお、単位は観光入込客の1回の来訪を1人回とします。



(2) 観光消費額単価（円／人回）

四半期ごとの当該都道府県内にある観光地点を訪れた観光入込客1人回当たりの属性別平均消費額で、区分は以下の表の示すとおり、都道府県の県内／県外別の観光入込客の消費額単価及び県内／県外別の宿泊客、日帰り客の消費額単価です。

なお、当該都道府県外での消費分については、当該都道府県の観光消費額単価には含めないものとします。



(3) 観光消費額（円）

四半期ごとの当該都道府県内にある観光地点を訪れた観光入込客の総消費額及びその属性別内訳（目的別、居住地別、宿泊／日帰り別）で、区分は以下の表の示すとおり、都道府県の県内／県外別の観光入込客の総消費額及び県内／県外別の宿泊客、日帰り客の総消費額です。

| 観光消費額 | | |
|----------------|----------------|------|
| 観光消費額単価(円／人・回) | | |
| 四半期・年間値 | 観光目的 | |
| | 宿泊 | 日帰り |
| 年間値のみ | 県内 | |
| | 県外 | |
| 訪日外国人客 | | |
| 四半期・年間値 | 宿泊 | 日帰り |
| | 観光目的 | |
| 年間値のみ | ビジネス目的 | |
| | ビジネス目的(他統計活用) | |
| 年間値のみ | 宿泊 | 日帰り |
| | 県内 | |
| | 県外 | |
| 参考値 ビジネス目的 | | |
| 四半期・年間値 | 宿泊 | 日帰り※ |
| | 県内 | |
| 年間値のみ | 県外 | |
| | ※日帰りはビジネス目的兼観光 | |

$$\text{観光消費額} = \text{観光入込客数} \times \text{観光消費額単価}$$

2－3 統計量に関する留意事項

上記2－2で示した観光入込客数、観光消費額単価、観光消費額の統計量は、パラメータ調査によるサンプル数、推計手法等の違いにより、それぞれ大きく4つに区分されます。

(1) 観光目的に関する統計量

観光地点等入込客数調査、観光地点パラメータ調査及び宿泊旅行統計調査により推計されます。パラメータ調査において一定量のサンプル数が確保できるため精度の高い数値です。

(2) 訪日外国人客に関する統計量

観光地点等入込客数調査、観光地点パラメータ調査及び宿泊旅行統計調査により推計されます。観光目的／ビジネス目的別については、宿泊では宿泊旅行統計調査の宿泊目的別とし、日帰りではパラメータ調査の結果をもとに旅行の主要な目的が観光かそれ以外かによって区分しています。なお、観光地点パラメータ調査で必要十分なサンプル数を確保できないことが予想されるため、観光目的に関する統計量よりも誤差が大きな数値となる可能性があることに留意する必要があります。

(3) ビジネス目的に関する統計量

観光地点等入込客数調査、観光地点パラメータ調査及び宿泊旅行統計調査により推計されます。宿泊については宿泊旅行統計調査の県内／県外別とし、観光目的に関する統計量と同程度の精度の高い数値です。日帰りについては観光地点で実施するパラメータ調査により把握されるビジネス客が対象となるためビジネス目的兼観光の値となり、必要十分なサンプル数を確保できないことが予想されるため誤差が大きな数値となる可能性があることに留意する必要があります。

(4) ビジネス目的に関する統計量（年間値）※既存統計活用

宿泊についてはビジネス目的の年間合計値です。日帰りについては既存統計を活用し推計する値です。ビジネス目的及びビジネスを主目的とする値であることに留意する必要があります。

3. 観光入込客統計の調査手法

3-1 調査フロー

「観光地点及び行祭事・イベント名簿」を整理し、「観光地点等入込客数調査」と「観光地点パラメータ調査」を実施します。

これらの調査から得られるデータに加え、観光庁が既存統計を活用して加工・提供するデータを使用し、観光入込客数、観光消費額単価及び観光消費額の値を推計し、観光入込客統計（○○都道府県）として取りまとめます。

（1）観光地点及び行祭事・イベント名簿の整理（都道府県及び市区町村が実施します）

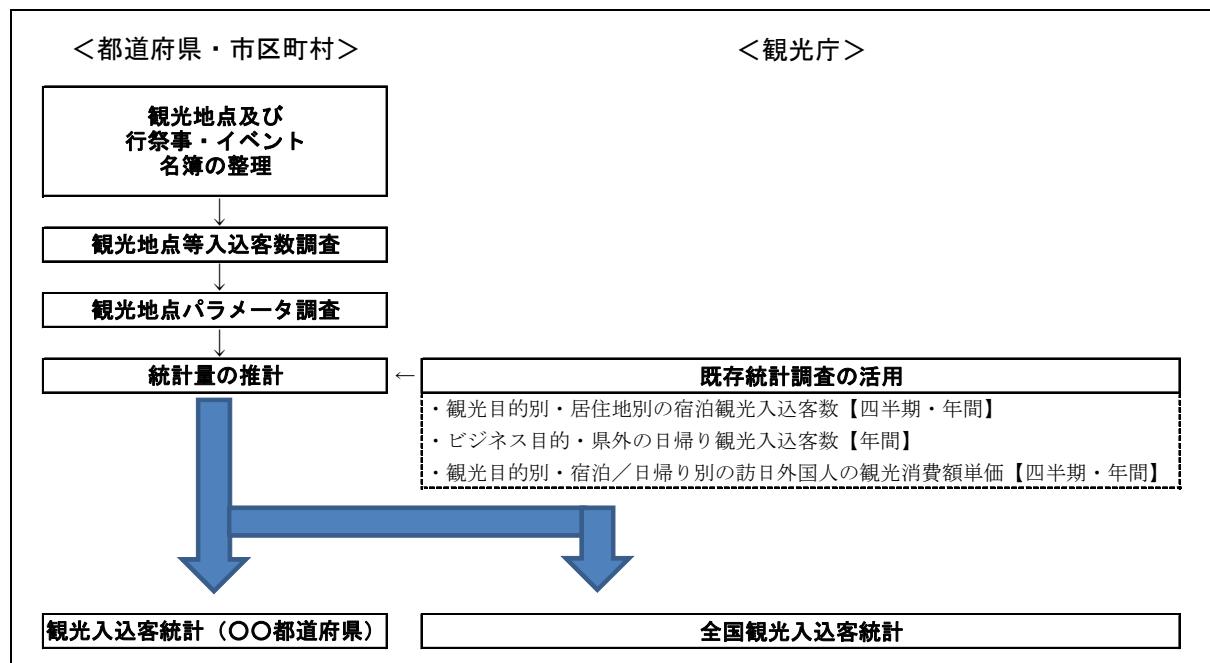
（2）調査の実施（都道府県及び市区町村が実施します）

- ①観光地点等入込客数調査
- ②観光地点パラメータ調査

（3）既存統計調査の活用（都道府県別データを観光庁が提供します）

- ③観光目的別、居住地別の宿泊観光入込客数【四半期・年間】
- ④ビジネス目的、県外の日帰り観光入込客数【年間】
- ⑤観光目的別、宿泊／日帰り別の訪日外国人の観光消費額単価【四半期・年間】

図2 観光入込客統計の調査フロー図



3－2 観光地点及び行祭事・イベント名簿の整理

観光入込客統計を作成するための基本となる観光地点及び行祭事・イベント名簿（以下「観光地点等名簿」という。）を整理します。

（1）実施時期

毎年1月1日現在で整理します。

（2）実施方法

調査を実施する年の前年の観光地点等名簿を基に、各都道府県又は市区町村が把握している観光地点等の新設又は廃止の整理を行うとともに、その地点の管理者等に観光地点名、観光入込客数等について照会を行い名簿に整理します。

なお、本基準では次に掲げる要件の全てを満たすものを集計の対象とし、そのうち、行祭事・イベントについては②及び③の要件を満たすものを集計の対象として取り扱うものとします。

- ①非日常利用が多い（月1回以上の頻度で訪問する人数の割合が半分未満）と判断される地点であること。ただし、「訪問する頻度が高い者＝日常利用者である」とは言い切れない地点については、本要件を満たすものとして取り扱っても差し支えありません。
- ②観光入込客数が適切に把握できる地点であること。
- ③前年の観光入込客数が年間1万人以上、若しくは前年の特定月の観光入込客数が5千人以上であること。

上記要件を満たさないものについて調査し、観光地点等名簿に整理しても差し支えありませんが、共通基準における集計の対象とはしません。

なお、調査年の途中で観光入込客数が上記の要件を満たすこととなった観光地点等については、要件を満たすこととなる四半期から名簿に追加することとします。また、1度限りの大規模な行祭事・イベント等、前年の入込客数が把握できないものの、調査年の途中で観光入込客数が上記要件を満たすこととなった場合も、同様に名簿に追加することとします。

（3）観光地点等名簿に記載する事項

観光地点等名簿に記載する事項は、観光地点等名、所在地、観光地点等分類、観光入込客数の把握手法、観光入込客数等のほか、名簿の作成主体が必要と判断する事項とします。

（4）観光地点等の分類

観光地点等の分類は、データの管理や利活用の観点から、大分類（2分類）、中分類（7分類）、小分類とします（表1参照）。

表 1 観光地点等分類表

| 大分類 | | 中分類 | | 小分類 | | 備考 |
|---------------|-------------------------|-------------------|----|-----------------|--|----|
| 1 観光地 点 | 01 自然 | 自然 | 01 | 山岳 | 広大な地域を対象とする場合は入込客数のダブルカウントに留意する。 | |
| | | | 02 | 高原 | 湿原、原野等も含み、観光の対象となっているもの。 | |
| | | | 03 | 湖沼 | 人造湖含む。 | |
| | | | 04 | 河川 | 峡谷、滝等を含む。 | |
| | | | 05 | 海岸 | 海岸、砂丘、岬等をいう。海水浴場は、スポーツ・レクリエーションに分類する。 | |
| | | | 06 | 海中 | 自然公園法で海中公園に指定されている地区や海中景観の優れた地区等。 | |
| | | | 07 | 島 | 離島。 | |
| | | | 99 | その他自然 | エコツーリズム(自然環境を対象とし、それらを損なうことなく、それらを体験し学ぶ観光)、グリーンツーリズム(農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動)等は、ここに整理。 | |
| | 02 歴史・文化 | 歴史・文化 | 01 | 史跡 | 古墳、貝塚、城跡、古戦場等。 | |
| | | | 02 | 城 | 天守あるいはやぐらを有する城。(復元されたものも含む。城跡は史跡で整理する。) | |
| | | | 03 | 神社・仏閣 | 観光利用の対象として扱っているもの。 | |
| | | | 04 | 庭園 | 一般の方が入場可能な庭園。 | |
| | | | 05 | 歴史的まち並み、旧街道 | 歴史的に魅力があり、観光利用の対象として扱っているもの。 | |
| | | | 06 | 博物館 | 博物館等の定めにないものも含む。 | |
| | | | 07 | 美術館 | ギャラリー、絵画館を含む。 | |
| | | | 08 | 記念・資料館 | | |
| | | | 09 | 動・植物園 | サファリパーク、鳥類園を含む。 | |
| | | | 10 | 水族館 | | |
| | | | 11 | 産業観光 | 産業観光(歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うもの。) 例:ワイナリー、ビール園、酒造見学等。 | |
| | | | 12 | 歴史的建造物 | 歴史的建造物、デザインの優れた建造物(橋や駅、ビル、タワー、ダム等)。歴史的文化価値のある建造物そのものが観光利用の対象となっているもの。 | |
| | | | 99 | その他歴史 | | |
| | 03 温泉・健康 | 温泉・健康 | 01 | 温泉地 | 温泉法に基づくもの。 「〇〇温泉」と同じ名のつくエリアの宿泊及び日帰りの温泉施設全体を一つの地点として取り扱う。なお湯畠等の観光施設を別地点としても差し支えかまわないが、重複して入込客数をカウントしないように留意する。 | |
| | | | 99 | その他温泉・健康 | 温泉法に基づかない温泉類似施設。スーパー銭湯等については日常利用の多寡に留意する。ヘルツツーリズム(自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態)。 | |
| | 04 スポーツ・ レクリエーション | スポーツ・ レクリエーション | 01 | スポーツ・レクリエーション施設 | ゴルフ場、テニス場、スケート場、プール、サイクリングコース、ハイキングコース、複合的スポーツリゾート施設等。・自然歩道、自然研究路を含む。 日常利用の多寡に注意する。(例:・ゴルフ練習場は含まない。レジャー的要素がなく日常利用が大半を占める運動用プール等は含まない。河川敷のサイクリングコース等で日常利用者が大半を占めるものは含まない。 スポーツ観戦(野球、サッカー、メジャーゴルフトーナメント大会等)の入込は含めない。 | |
| | | | 02 | スキー場 | | |
| | | | 03 | キャンプ場 | | |
| | | | 04 | 釣り場 | 具体的な箇所を特定できる「釣り場」を地点とする。「自然」の「湖沼」や「河川」と重複しないように留意する。 | |
| | | | 05 | 海水浴場 | | |
| | | | 06 | マリーナ・ヨットハーバー | | |

| | | | | | |
|--|--|-----------------------------|----|----------------------|---|
| | | | 07 | 公園 | イベントの開催やピクニック等の目的となる公園を対象とし、施設のない公園や総合運動公園で日常利用者が大半を占めるものは含まない。なお、公園等を会場とする行祭事・イベントへの参加に係る人数は行祭事・イベントに分類する。 |
| | | | 08 | レジャーランド・遊園地 | 【日本標準産業分類における定義】 各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。 【特定サービス産業実態調査(経済産業省)における定義】 樹木、池等自然の環境を有し、かつ、有料の各種遊戯施設を配置し、客に娯楽を提供する業務を営む事業所(客が直接に硬貨・メダル・カード等を投入するものを除き、3種類以上の遊戯施設を有するもの)をいう。 |
| | | 04 スポーツ・ レクリエーシ ョン | 09 | テーマパーク | 【日本標準産業分類における定義】 文化、歴史、科学等に関する特定のテーマに基づき施設全体の環境づくりを行い、各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。 【特定サービス産業実態調査(経済産業省)における定義】 入場料をとり、特定のテーマのもとに施設全体の環境づくりを行い、テーマに関連するアトラクションを有し、パレードやイベント等のソフトを組み込んで、空間全体を演出して娯楽を提供する事業所をいう。 |
| | | | 99 | その他スポーツ・レクリエーション | |
| | | | 01 | 商業施設 | 郊外ショッピングセンター、駅前商店街等で日常利用が大半を占めるものは含めない。 |
| | | 05 都市型観光 —買物・食 等— | 02 | 地区・商店街 | 朝市・市場等で日常利用が大半を占めるものは含めない。 |
| | | | 03 | 食・グルメ | 食をテーマとした観光利用の拠点。日常利用の多寡に留意すること。 |
| | | | 99 | その他都市型観光 —買物・食等— | 農水産品等の直売所、物産館等はここに含める。 |
| | | 06 その他 | 99 | 他に分類されない観光地 点 | 道の駅、パーキングエリア等はここに含める。ただし単なる休憩機能のみの施設は除く。 |
| | | | 01 | 行・祭事 | 見学者、参加者すべてを入込客数に含める。 |
| | | | 02 | 花見 | 観光地点としての入込客と、特定の時期に集中するイベントへの入込客は、区分することが望ましい。地点の入込客のうち花見分を区分し、観光地点の入込客数からはこの分を除くこと(日数や他月の平均値利用等の推計でも可)。 |
| | | | 03 | 初詣 | 地点の入込客のうち、初詣分を区分。観光地点の入込客数からはこの分を除くこと(日数や他月の平均値利用等の推計でも可)。 |
| | | | 04 | 花火大会 | 地点の入込客のうち、花火大会分を区分。観光地点の入込客数からはこの分を除くこと(日数や他月の平均値利用等の推計でも可)。 |
| | | 01 行祭事・イベ ント | 05 | 郷土芸能 | |
| | | | 06 | 地域風俗 | |
| | | | 07 | 博覧会 | |
| | | | 08 | コンサート | 野外コンサート含む。 |
| | | | 09 | スポーツ観戦 | 参加者も含む。 |
| | | | 10 | 映画祭 | 施設としての映画館は含まない。 |
| | | | 11 | コンベンション・国際会議 | |
| | | | 99 | 他に分類されない行祭 事・イベント | イベント会場でイベントごとの観光入込客数を集計しない場合は、ここでまとめて整理。 |

3－3 観光地点等入込客数調査

(1) 調査目的

都道府県内の観光地点等を訪れた人数の把握

(2) 調査単位

観光地点及び行祭事・イベント

(3) 調査対象

全数

(4) 調査周期

四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）

(5) 実施時点

四半期の末日

(6) 調査事項

月別入込客数

(7) 実施方法

観光地点の管理者や行祭事・イベントの運営者に確認することにより実施する。

(8) 集計方法

観光地点等の分類別に集計

3－4 観光地点パラメータ調査

(1) 調査目的

観光入込客の属性別の構成比、平均訪問地点数、観光消費額単価等の把握

(2) 調査単位

観光地点、個人

(3) 調査対象

①サンプル数

四半期ごとに行う1回の調査では、3,000サンプル以上の回収を目標とします。なお、ここでいうサンプル数は、回収票数ではなく、回答者を含む同行者数の合計を意味します。

②観光地点

観光地点パラメータ調査を行う観光地点は、10地点以上とし、原則として5年間固定して実施します。

③調査対象

行祭事・イベントについては、観光地点パラメータ調査の対象としません。

(4) 調査周期

四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）

(5) 実施時期

四半期に含まれる休日1日で、当該四半期の観光入込客の平均的な訪問地点数、観光消費額単価が把握可能と考えられる日とします。都道府県ごとに全ての調査地点で同日に実施することが理想的です。

(6) 調査事項

観光入込客の居住地、性別、年齢、日帰り・宿泊別、宿泊施設、旅行目的、同行者数、都道府県内訪問観光地点名、都道府県内観光消費額単価等（資料1参照）

(7) 実施方法

観光地点等名簿で整理した観光地点のうち、3－2（2）の要件①②③を満たすものの中から、観光入込客数規模を考慮して選定した観光地点において、調査票（資料1を参考に作成）を用いた調査員による自計又は他計方式により実施します。

(8) 集計事項

属性別平均訪問地点数、属性別平均利用宿泊施設数、属性別観光消費額単価等について集計します（詳細は「4－1 統計量の推計方法」を参照）。

3－5 既存統計調査の活用

観光庁より以下のデータを提供します。

(1) 観光入込客数関連

- ①観光目的別、居住地別の宿泊観光入込客数 [四半期]
(観光／ビジネス) × (宿泊) × (県内／県外／訪日外国人)
- ②ビジネス目的・県外の日帰り観光入込客数 [年間]
(ビジネス) × (日帰り) × (県外)

(2) 観光消費額単価関連

- ③観光目的別、宿泊／日帰り別の訪日外国人の観光消費額単価及びサンプル数 [四半期]
(観光／ビジネス) × (日帰り／宿泊) × (訪日外国人)

観光地点パラメータ調査（四半期別）と補足調査（実施した場合のみ）のサンプル数を比較し、よりサンプル数が多い結果を用いることとします。

4. 統計量の推計方法と公表

4-1 統計量の推計方法

観光入込客数、観光消費額単価及び観光消費額の推計は次のとおり行います。

(1) 観光入込客数の推計

日帰りの観光入込客数は次のとおり推計します。

(観光入込客数：属性別)

$$= (\text{観光地点入込客数：属性別}) \div (\text{平均訪問地点数：属性別})^{※1}$$

ただし、(観光地点入込客数：属性別)

$$= (\text{観光地点入込客数合計}) \times (\text{構成比：属性別})^{※2}$$

ただし、ビジネス目的入込客数・県外・日帰りの年間値については、観光庁が提供します。

宿泊の観光入込客数は次のとおり推計します。

(観光入込客数：属性別)

$$= (\text{宿泊観光入込客数（補正前）：属性別}) \div (\text{平均利用宿泊施設数：属性別})^{※3} \\ \times (\text{実家、キャンプ場等利用補正係数})^{※4}$$

ただし、宿泊観光入込客数（補正前）については、観光庁が提供します。

なお、ここで推計する宿泊観光入込客数は従業員10人以上の施設を対象とした調査結果を用いています。

(2) 観光消費額単価の推計

観光消費額単価は次のとおり推計します。

(観光消費額単価：属性別)

$$= \frac{1}{N_k} \sum_{i=1}^m \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_{ik}} \text{サンプル } j \text{ の属性別観光消費額単価}$$

ただし、訪日外国人観光消費額単価については、観光庁が提供します。

(3) 観光消費額の推計

観光消費額は次のとおり推計します。

(観光消費額：属性別)

$$= (\text{観光入込客数：属性別}) \times (\text{観光消費額単価：属性別})$$

<推計に用いる係数の算出式>

$$\text{※1: (平均訪問地点数 : 属性別)} = \frac{1}{N_k} \sum_{i=1}^m \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_{ik}} \text{サンプル } j \text{ の属性別訪問地点数}$$

$$\text{※2: (構成比 : 属性別)} = \frac{\sum_{i=1}^m \frac{N_i}{n_i} \times \text{第 } i \text{ 調査地点の属性別のサンプル数}}{\sum_{i=1}^m \frac{N_i}{n_i} \times \text{第 } i \text{ 調査地点の全属性のサンプル数}}$$

$$\text{※3: (平均利用宿泊施設数 : 属性別)} = \frac{1}{N_k} \sum_{i=1}^m \frac{N_i}{n_i} \times \text{第 } i \text{ 調査地点の属性別の平均利用宿泊施設数}$$

$$\text{※4: (実家・キャンプ場等利用補正係数)} = \frac{1}{N_k} \sum_{i=1}^m \frac{N_i}{n_i} \times \frac{\text{第 } i \text{ 調査地点の属性別の宿泊者数}}{\text{第 } i \text{ 調査地点の属性別の旅館・ホテル等利用者数}}$$

| | |
|----------|----------------------------|
| N | : 調査対象地点の観光入込客数の合計 |
| N_k | : 属性 k の調査対象地点の観光入込客数の合計 |
| m | : 調査対象地点数 |
| N_i | : 第 i 調査地点の観光入込客数 |
| n_i | : 第 i 調査地点のサンプル数 |
| n_{ik} | : 第 i 調査地点の属性 k のサンプル数 |

4－2 統計量の共有と公表について

(1) 統計量の共有

都道府県は、調査の結果得られるデータについては、推計対象期間終了後5箇月以内を目処に「観光入込客統計調査データ共有様式」（資料2参照）に整理します。

なお、「観光入込客統計調査データ共有様式」については、その公表の有無にかかわらず、市区町村との共有を図ることとします。

(2) 統計量の公表

四半期周期で統計量を公表します。

統計量の推計に用いた観光地点等入込客数調査の結果が暫定値である場合は、その旨を明記した上で速報値として公表し、年間値の公表時に四半期の確定値も併せて公表します。

観光庁は、各都道府県に「観光入込客統計調査データ共有様式」の提供について協力をお願いし、「全国観光入込客統計」として、公表します（資料3参照）。

資料編

資料1 観光地点パラメータ調査票（標準様式）

Q1. あなたのお住まいはどこですか。国内にお住まいであれば都道府県名、海外であれば国名をご記入下さい。また、この調査実施県にお住まいの場合は市町村名をご記入下さい。

| | |
|--------------------------|--------------------|
| (都道府県名 : _____) | 海外の場合 (国名 : _____) |
| 地元県の場合 → (市町村名 _____) | |

Q2. あなたの性別、年齢を選んで下さい。※それぞれ1つだけ

性別 : 1. 男性 2. 女性

年齢 : 1. 10歳未満 2. 10歳代 3. 20歳代 4. 30歳代 5. 40歳代
6. 50歳代 7. 60歳代 8. 70歳代 9. 80歳以上

Q3. 今回の旅行は日帰りですか、宿泊ですか。※1つだけ

宿泊であれば、何泊か、そのうち県内では何泊するか、いくつの施設に宿泊するかをご記入下さい。
また、県内ではどのような施設に宿泊するかをご記入下さい。※いくつでも

1. 日帰り 2. 宿泊

→ 宿泊数 _____ 泊 → そのうち県内 _____ 泊 ⇒ 県内宿泊施設数 _____ 施設



<県内宿泊施設>

- | | | |
|-----------------------------|------------|-----------------|
| 1. 実家や知人・親戚宅 | 2. 旅館 | 3. ホテル |
| 4. ペンション・民宿 | 5. 保養所・研修所 | 6. キャンプ場 |
| 7. (キャンプ場以外の) 車中泊・交通機関内での宿泊 | | 8. 別荘・リゾートマンション |
| 9. 会員制の宿泊施設 | 10. その他 | |

Q4. 今回の旅行の主要な目的は何ですか。※1つだけ

1. ビジネス 2. 観光
3. 帰省・知人訪問 4. (1~3のどれでもない) その他

Q5. あなたも含めて、何人での、どなたと一緒の旅行ですか。※子供や乳幼児も含む

| |
|--|
| (_____) 人 |
| 2人以上の場合 → 1. 家族 2. 友人 3. 職場・学校等の団体旅行 4. その他 |

Q6. ご一緒にみなさん全員の、今いる観光地の訪問が何回目かご存じですか。※回答の合計はQ5と一致

1. 知らない 2. 知っている → 1回目の人数 (_____) 人、 2回目の人数 (_____) 人
3回目の人数 (_____) 人、 4回目以上の人数 (_____) 人

Q7. (県外にお住まいの方のみお答えください)

ご一緒にみなさん全員の、この県の訪問が何回目かご存じですか。※回答の合計はQ5と一致

1. 知らない 2. 知っている → 1回目の人数 (_____) 人、 2回目の人数 (_____) 人
3回目の人数 (_____) 人、 4回目以上の人数 (_____) 人

Q8. 今回の旅行で訪れた県内の観光地と移動に用いた交通機関をご記入下さい。これから訪問する観光地についても予定をご記入下さい。※観光地は一覧表より、交通機関は下表より番号をお選び下さい。
また、この県に訪れる前・後に立ち寄った（立ち寄る予定の）都道府県があれば記入下さい。

| | ここに来る前にいた場所 | 現在地 | これから行く予定の場所 | |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 居住地 | ↓ | ↓ | ↓ | 居住地 |
| → | → | → | → | → |
| | 調査地点 | | | |
| | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| | 交通機関 [] | 交通機関 [] | 交通機関 [] | 交通機関 [] |
| | 交通機関 [] | 交通機関 [] | 交通機関 [] | 交通機関 [] |

【表】交通機関

| | | | | |
|-----------|--------------|---------|------------|------------|
| ① J R 新幹線 | ② J R 在来線 | ③私鉄・地下鉄 | ④モノレール | ⑤貸切バス・観光バス |
| ⑥高速バス | ⑦市内バス | ⑧市内電車 | ⑨タクシー・ハイヤー | |
| ⑩レンタカー | ⑪自家用車、社用・公用車 | ⑫その他 | | |

当県以外に立ち寄り都道府県がある場合はご記入ください

| | ここに来る前にいた県 | 現在地 | これから行く予定の県 | |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 居住地 | ↓ | ↓ | ↓ | 居住地 |
| → | → | → | → | → |
| | 当 県 | | 当 県 | |
| | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| | 交通機関 [] | 交通機関 [] | 交通機関 [] | 交通機関 [] |
| | 交通機関 [] | 交通機関 [] | 交通機関 [] | 交通機関 [] |

※交通機関は上表から選択

Q9. 今回の旅行で、使う費用（これから使う予定も含めて）を教えて下さい

1人当たりの費用を、下欄の項目別にご記入下さい。

※ 交通費は高速料金やガソリン代や駐車場代を含め、県外・県内分を分けて記入

※ 今回の旅行がパック旅行である場合、費用が県内のみか、県外分を含むかを選択

※ ←表内の回答がグループ合計の場合にはチェック

| | 使用費用 | 使用費用 |
|--------|-------|---|
| ①交通費 | (県内分) | 円 (県外分) 円 |
| ②宿泊費 | (県内分) | 円 |
| ③土産代 | (県内分) | 円 |
| ④飲食費 | (県内分) | 円 |
| ⑤入場料 | (県内分) | 円 |
| ⑥その他 | (県内分) | 円 |
| ⑦パック料金 | | 円 ↑ <input type="checkbox"/> 県内分のみ もしくは <input type="checkbox"/> 県外分含む |

☆☆ 調査内容は以上です。ご協力、ありがとうございました。☆☆

※調査票コード

| 都道府県 | 調査地点ID | 調査年月日 | 調査時刻 | ID |
|------|--------|-------|------|----|
| | | | : | |

【年公表】

(8) 平成〇〇年都道府県別観光地点数、行祭事・イベント数

| 都道府県 | 観光地点 | | | | | | | 行祭事・イベント |
|--------|------|----|-------|-------|---------------|-------|-----|----------|
| | 総数 | 自然 | 歴史・文化 | 温泉・健康 | スポーツ・レクリエーション | 都市型観光 | その他 | |
| 01 北海道 | | | | | | | | |
| 02 青森県 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 47 沖縄県 | | | | | | | | |

※ ○○県の〇〇市、△△市及び□□県の〇〇市については、市を1つの観光地点として、その他に計上。

(9) 平成〇〇年都道府県別、観光地点、行祭事・イベント別観光入込客数

| 都道府県 | 観光地点 | | | | | | | 行祭事・イベント |
|--------|------|----|-------|-------|---------------|-------|-----|----------|
| | 総数 | 自然 | 歴史・文化 | 温泉・健康 | スポーツ・レクリエーション | 都市型観光 | その他 | |
| 01 北海道 | | | | | | | | |
| 02 青森県 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 47 沖縄県 | | | | | | | | |

※ ○○県の〇〇市、△△市及び□□県の〇〇市については、市を1つの観光地点として、その他に計上。

(10) 平成〇〇年都道府県別、観光入込客数、観光消費額単価、観光消費額(観光目的)

| 都道府県 | 観光入込客数 | | | | 観光消費額単価 | | | | 観光消費額 | | | |
|--------|--------|-----|----|-----|---------|-----|----|-----|-------|-----|----|-----|
| | 県内 | | 県外 | | 県内 | | 県外 | | 県内 | | 県外 | |
| | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り |
| 01 北海道 | | | | | | | | | | | | |
| 02 青森県 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 47 沖縄県 | | | | | | | | | | | | |

(11) 平成〇〇年都道府県別、観光入込客数、観光消費額単価、観光消費額(訪日外国人)

| 都道府県 | 観光入込客数 | | | | 観光消費額単価 | | | | 観光消費額 | | | |
|--------|--------|-----|--------|-----|---------|-----|--------|-----|-------|-----|--------|-----|
| | 観光目的 | | ビジネス目的 | | 観光目的 | | ビジネス目的 | | 観光目的 | | ビジネス目的 | |
| | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り |
| 01 北海道 | | | | | | | | | | | | |
| 02 青森県 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 47 沖縄県 | | | | | | | | | | | | |

(12) 平成〇〇年都道府県別、観光入込客数、観光消費額単価、観光消費額(ビジネス目的)

| 都道府県 | 観光入込客数 | | | | 観光消費額単価 | | | | 観光消費額 | | | |
|--------|--------|-----|----|-----|---------|-----|----|-----|-------|-----|----|-----|
| | 県内 | | 県外 | | 県内 | | 県外 | | 県内 | | 県外 | |
| | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り |
| 01 北海道 | | | | | | | | | | | | |
| 02 青森県 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 47 沖縄県 | | | | | | | | | | | | |

観光入込客統計に関する共通基準

発行 平成 21 年 12 月

編集 国土交通省観光庁参事官（観光経済担当）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 3 号

電話 直通 03 (5253) 8325

U R L <http://www.mlit.go.jp/kankoch/>
